

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（所属長の定義及び責務）

第一条の二 この規程において所属長とは、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める者をいう。

- 一 副教育長、本局の参事、部長、高校改革統括監 教育長
- 二 副部長、部の参事（部の副参事を含む。）、課長 所属する部の長
- 三 教育事務所の長及び教育機関の長 埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）に定める教育事務所又は当該教育機関との連絡調整に関する事務を所掌する課の所属する部の長
- 四 前三号及び次号に掲げる職員以外の職員 本局の参事、所属する課の長又は教育事務所の長

五 教育機関の職員（教育機関の長を除く。） 所属する教育機関の長

2 所属長は、常に管理監督者としての責務を自覚し、所掌事務の処理、職員の勤務、執務環境の整理等について把握し、必要な処理を講ずるとともに、職員に対し適切な指導をしなければならない。

第七条第一項中「常に、埼玉県教育委員会職員証（様式第四号）を所持」を「埼玉県教育委員会職員証（様式第四号）の交付を受けたときは、当該埼玉県教育委員会職員証を適切に管理」に改め、同条第二項中「新たに職員となつた」を「職員の職務の遂行に必要な」に改め、同条第三項中「記載事項」を「記載事項等」に、「は、直ちに」を「であつて、職務の遂行に必要なときは」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第十条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「、第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

様式第4号（第7条関係）

様式第七号の二の次に次の二様式を加える。

- 3 職員は、勤務時間条例及び勤務時間規則の規定に基づき、子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ子育て部分休暇承認請求書（様式第七号の三）を所属長を経て教育長に提出しなければならない。
  - 4 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく、子育て部分休暇変更届（様式第七号の四）を所属長を経て教育長に提出しなければならない。
    - 一 産前の休暇を始めた場合
    - 二 出産した場合
    - 三 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
    - 四 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合
    - 五 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合
- 第十七条の三中「掲げる」の下に「いずれかの事由が生じた」を加え、同条第一号中「休業」を「休暇」に改める。
- 様式第四号（一）を削り、様式第四号（二）を次のように改め、同様式を様式第四号とする。

裏

承 認				子育て部分休暇の承認の 取消しを請求する時間			時間数	備 考
決裁 権者			月日	午 前	午 後			
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第7号の3 (第10条関係)

表

子育て部分休暇承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 様

所属所名  
職 名 氏 名

次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日生	
2 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～時 分 時 分～時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～時 分 時 分～時 分
3 備 考			

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。  
2 子育て部分休暇の承認の取消しを請求する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難い場合は、裏面に記入し、請求することができる。  
3 該当する口には~~レ~~印を記入すること。

※ 決裁権者記入欄

決 裁 欄	決裁 権者			受理年月日	年 月 日
				決裁年月日	年 月 日
				承認・不承認の別	

子育て部分休暇変更届	
年 月 日	
埼玉県教育委員会教育長 様	
所属所名	
職 名 氏 名	
子育て部分休暇に関し、下記のとおり事由が生じたので届け出ます。	
記	
事 由	<input type="checkbox"/> 産前の休暇を始めた。 <input type="checkbox"/> 出産した。 <input type="checkbox"/> 子育て部分休暇に係る子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 子育て部分休暇に係る子と離縁（養子縁組の取消しを含む。）した。 <input type="checkbox"/> 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 <input type="checkbox"/> 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。 <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
事由が生じた日	年 月 日
(注) 該当する□には $\times$ 印を記入すること。	

様式第十九号の六中「産前の休暇」を「産前の休暇」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の埼玉県教育委員会職員証は、改正後の同項の規定により交付された埼玉県教育委員会職員証とみなす。